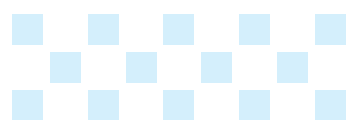


付属資料



第5次敦賀市総合計画（第3期）基本計画策定経過	163
敦賀市総合計画審議会設置条例	164
敦賀市総合計画審議会運営要綱	165
第5次敦賀市総合計画（第3期）基本計画諮問文と答申文	166
敦賀市総合計画審議会顧問・委員名簿	
敦賀市総合計画市民アドバイザー名簿	168
市民意識調査結果の概要	170
用語の解説	174

第5次敦賀市総合計画（第3期）基本計画策定経過

年 月 日	経 過	内 容
平成17年 7月	総合計画策定にともなう市民意識調査	敦賀市民の20歳以上の男女 3,000人を無作為抽出
12月 2日	第1回市民アドバイザー会議	委員10名を委嘱 基本計画策定方針等の説明
平成18年 1月11日 ～ 6月23日	市民アドバイザー会議	延べ19回の会合
8月31日	第1回総合計画審議会	顧問・委員を委嘱 諮問、基本計画策定方針等の説明
9月26日	総合計画審議会生活環境部会	基本計画（案）部会別会議
9月28日	総合計画審議会都市基盤部会	〃
10月13日	総合計画審議会産業観光部会	〃
	総合計画審議会健康福祉・衛生部会	〃
10月16日	総合計画審議会行政経営部会	〃
10月20日	総合計画審議会教育文化部会	〃
11月 8日	総合計画審議会産業観光部会（第2回）	〃
	総合計画審議会生活環境部会（第2回）	〃
11月10日	総合計画審議会教育文化部会（第2回）	〃
11月20日	総合計画審議会行政経営部会（第2回）	〃
11月21日	総合計画審議会健康福祉・衛生部会（第2回）	〃
11月22日	総合計画審議会都市基盤部会（第2回）	〃
11月30日	総合計画審議会教育文化部会（第3回）	〃
12月8、11日	総合計画審議会総合調整部会	第3期基本計画（案）調整
平成19年 2月 1日	第2回総合計画審議会	基本計画決定、答申

敦賀市総合計画審議会設置条例

昭和46年7月12日

条例第17号

(設 置)

第1条 本市に、敦賀市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、敦賀市総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組 織)

第3条 審議会は、委員50人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 関係団体の役職員
- (5) 市職員

(任 期)

第4条 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会 議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第7条 会長は、必要に応じ特定事項を調査審議するため、審議会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

(事務局)

第8条 審議会の事務局は、企画部企画調整課に置く。

(委 任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年12月27日条例第41号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年10月1日条例第23号)
この条例は、公布の日から施行する。

敦賀市総合計画審議会運営要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、敦賀市総合計画審議会設置条例（昭和46年敦賀市条例第17号）第9条の規定に基づき、敦賀市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（専門部会の設置）

第2条 条例第7条の規定に基づき、次の各号に掲げる専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

- （1）総合調整部会
- （2）都市基盤部会
- （3）生活環境部会
- （4）健康福祉・衛生部会
- （5）産業観光部会
- （6）教育文化部会
- （7）行政経営部会

（部会長および副部会長）

第3条 部会に部会長および副部会長を置き、部会委員の互選により定める。

- 2 部会長は、部会の会務を総理し、これを代表する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

（部会の会議）

第4条 部会の会議は、条例第6条の例による。

（顧 問）

第5条 審議会に顧問を置く。

- 2 顧問は、市長が委嘱する。
- 3 顧問は、審議会の重要事項に関し意見を述べることができる。

（参与および幹事）

第6条 審議会に、審議会の会務を処理するため、参与および幹事若干名を置く。

- 2 参与および幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 参与および幹事は、審議会に出席し、審議事項について説明または意見を述べることができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会運営の細部に関し必要な事項は、市長がその都度会長と協議し定める。

附 則

この要綱は、昭和55年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月22日から施行する。

第5次敦賀市総合計画(第3期)基本計画諮問文と答申文

〔諮問文〕

企 第 750 号
平成18年8月31日

敦賀市総合計画審議会
会 長 室 靖 人 殿

敦賀市長 河 瀬 一 治

第5次敦賀市総合計画(第3期)基本計画の策定について(諮問)

平成22年を目標年次と定め策定した基本構想「世界とふれあう港まち、魅力あふれる交流都市 敦賀」の集大成として、また本市の新たな飛躍につながるよう、めざすべき指針となる基本計画の策定について諮問します。

〔答申文〕

平成 19 年 2 月 1 日

敦賀市長 河 瀬 一 治 殿

敦賀市総合計画審議会
会 長 室 靖 人

第 5 次敦賀市総合計画（第 3 期）基本計画について（答申）

平成 18 年 8 月 31 日付け企第 750 号をもって諮問のありましたみだしのことについて、全体会、専門部会において、慎重に審議を重ね、別冊「第 5 次敦賀市総合計画（第 3 期）基本計画」のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、計画の推進にあたりましては、本答申に盛られた趣旨を十分に尊重し、第 5 次総合計画の集大成として「世界とふれあう港まち 魅力あふれる交流都市 敦賀」の実現を図るとともに、市民と行政の協働によるまちづくりを進め、活力ある地域社会の構築に努められるよう要望します。

敦賀市総合計画審議会顧問・委員名簿

会 長 室 靖 人

副会長 奥 村 務

顧 問

(敬称略・順不同)

氏 名	役 職 名
石 川 与三吉	福井県議会議員
安 居 喜 義	福井県議会議員
谷 出 晴 彦	福井県議会議員
増 田 一 司	敦賀市議会議長(～9月12日)
水 上 征二郎	敦賀市議会議長(9月12日～)

委 員

(敬称略・五十音順)

氏 名	役 職 名	部 会
有 馬 義 一	敦賀商工会議所会頭	産 業 観 光 部 会
有 馬 茂 人	敦賀市議会議員	生 活 環 境 部 会
奥 村 務	敦賀市区長連合会長	行 政 経 営 部 会
奥 本 兼 義	敦賀市議会議員	産 業 観 光 部 会
納 村 健 治	日本原子力発電(株)敦賀地区本部	生 活 環 境 部 会
籠 正 義	敦賀市教育委員長	教 育 文 化 部 会
神 谷 保 男	敦賀市体育協会会長	教 育 文 化 部 会
岸 本 正	敦賀市PTA連合会長	教 育 文 化 部 会
北 島 誠 治	国土交通省北陸地方整備局敦賀港湾事務所長	都 市 基 盤 部 会
北 村 幸 子	公募委員(市民アドバイザー)	健 康 福 祉 ・ 衛 生 部 会
木 山 弘	公募委員(市民アドバイザー)	教 育 文 化 部 会
坂 本 直 夫	敦賀都市計画審議会会長	都 市 基 盤 部 会
白 崎 義 夫	福井県嶺南振興局次長	総 合 調 整 部 会
高 木 光 夫	つるが環境みらいネットワーク代表	生 活 環 境 部 会
高 野 新 一	敦賀市議会議員	教 育 文 化 部 会
田 那 部 俊 勝	独立行政法人日本原子力研究開発機構	産 業 観 光 部 会
千 葉 半 厓	敦賀市文化協会会長	教 育 文 化 部 会
外 岡 慎 一 郎	敦賀短期大学教授	教 育 文 化 部 会
中 川 賢 一	敦賀市議会議員	都 市 基 盤 部 会
萩 原 し ず 系	敦賀市連合婦人会長	行 政 経 営 部 会
橋 爪 毅	J R敦賀駅長	都 市 基 盤 部 会
濱 上 貞 和	敦賀市漁業協同組合代表理事組合長	産 業 観 光 部 会
福 井 卓 雄	福井大学大学院教授	生 活 環 境 部 会
藤 本 努	公募委員(市民アドバイザー)	産 業 観 光 部 会
北 條 正	敦賀市議会議員	行 政 経 営 部 会
前 川 和 治	公募委員	都 市 基 盤 部 会
光 友 喜 久 夫	敦賀市農業協同組合代表理事組合長	産 業 観 光 部 会
三 輪 準 二	国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所長	都 市 基 盤 部 会
村 上 哲 雄	敦賀市社会福祉協議会長	健 康 福 祉 ・ 衛 生 部 会
室 靖 人	敦賀市医師会長	健 康 福 祉 ・ 衛 生 部 会
森 田 勝 子	公募委員	都 市 基 盤 部 会 健 康 福 祉 ・ 衛 生 部 会

氏 名	役 職 名	部 会
矢 田 耕 平	敦賀青年会議所理事長	産 業 観 光 部 会
山 下 治	二州森林組合代表理事組合長	産 業 観 光 部 会
山 中 秋 美	公募委員（市民アドバイザー）	生 活 環 境 部 会
		健康福祉・衛生部会
山 本 貴美子	敦賀市議会議員	健康福祉・衛生部会
山 本 幸 男	東洋紡績(株)敦賀事業所	生 活 環 境 部 会
吉 田 孝 司	公募委員	行 政 経 営 部 会

(部会長、 副部会長)

敦賀市総合計画市民アドバイザー名簿

(敬称略・五十音順)

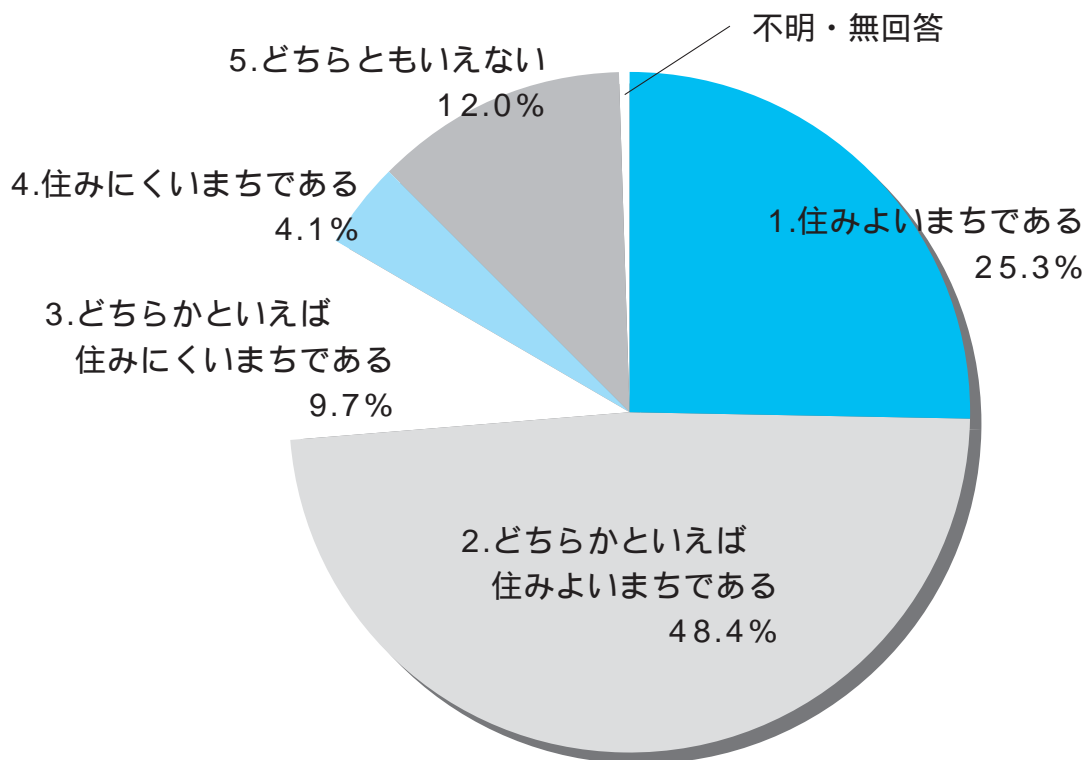
氏 名	所 属	部 会
川 畑 礼 子	PTA連合会子育て委員長	健康福祉・衛生部会
		教 育 文 化 部 会
北 村 幸 子	民生委員	生 活 環 境 部 会
		健康福祉・衛生部会
木 山 弘	福祉ボランティア連絡協議会長	健康福祉・衛生部会
		教 育 文 化 部 会
櫻 井 理 紗	敦賀気比高校生	都 市 基 盤 部 会
		教 育 文 化 部 会
笹 木 智恵子	NPO法人理事長	都 市 基 盤 部 会
		教 育 文 化 部 会
橘 慎 一	建築設計監理	都 市 基 盤 部 会
		生 活 環 境 部 会
花 木 眞 子	主婦	都 市 基 盤 部 会
		産 業 観 光 部 会
藤 本 努	会社役員	都 市 基 盤 部 会
		産 業 観 光 部 会
矢 田 耕 平	敦賀青年会議所	都 市 基 盤 部 会
		産 業 観 光 部 会
山 中 秋 美	主婦	都 市 基 盤 部 会
		生 活 環 境 部 会

市民意識調査結果の概要

平成 17 年 7 月実施
 市民 3000 人対象（20 歳以上無作為抽出）
 回収数 1159（回答率 38.6%）

住みよさへの評価

7 割を超える人が敦賀を住みよいまちだと考えている。



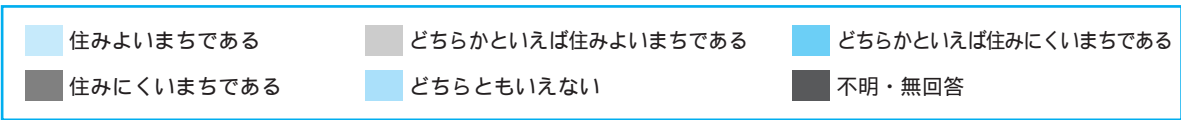
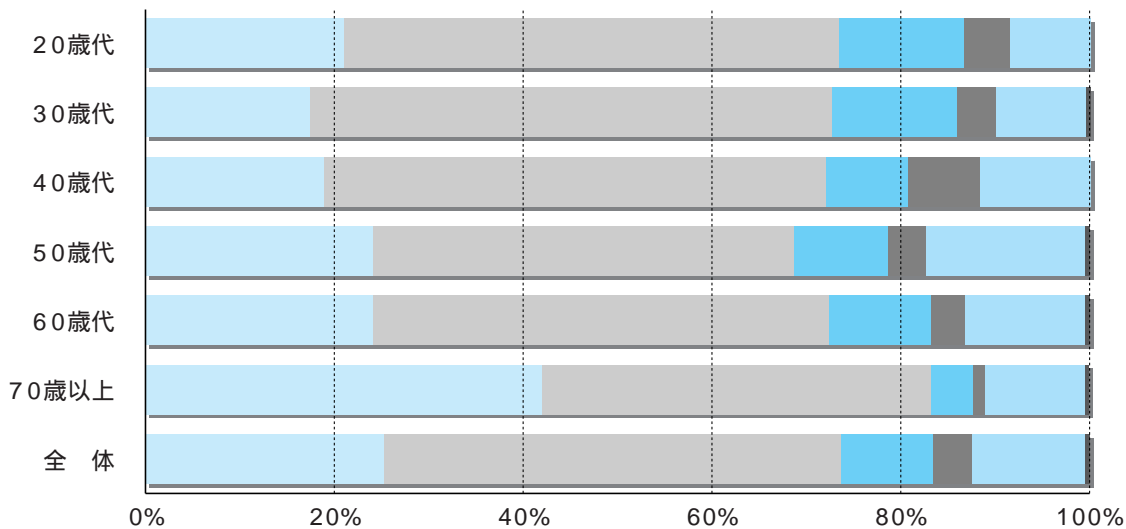
「住みよいまちである」が 25.3%、「どちらかといえば住みよいまちである」が 48.4%となっており、この 2 つを合わせると、7 割を超える人が敦賀を住みよいまちであると評価している。

一方、「住みにくいまちである」4.1%、「どちらかといえば住みにくいまちである」9.7%と合わせて 1 割強となっている。

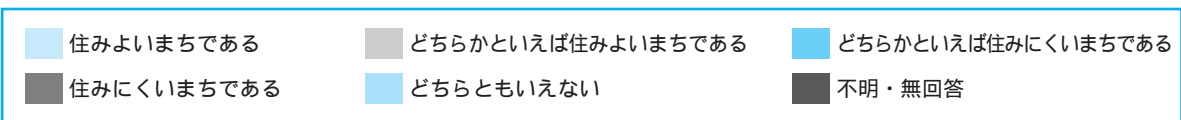
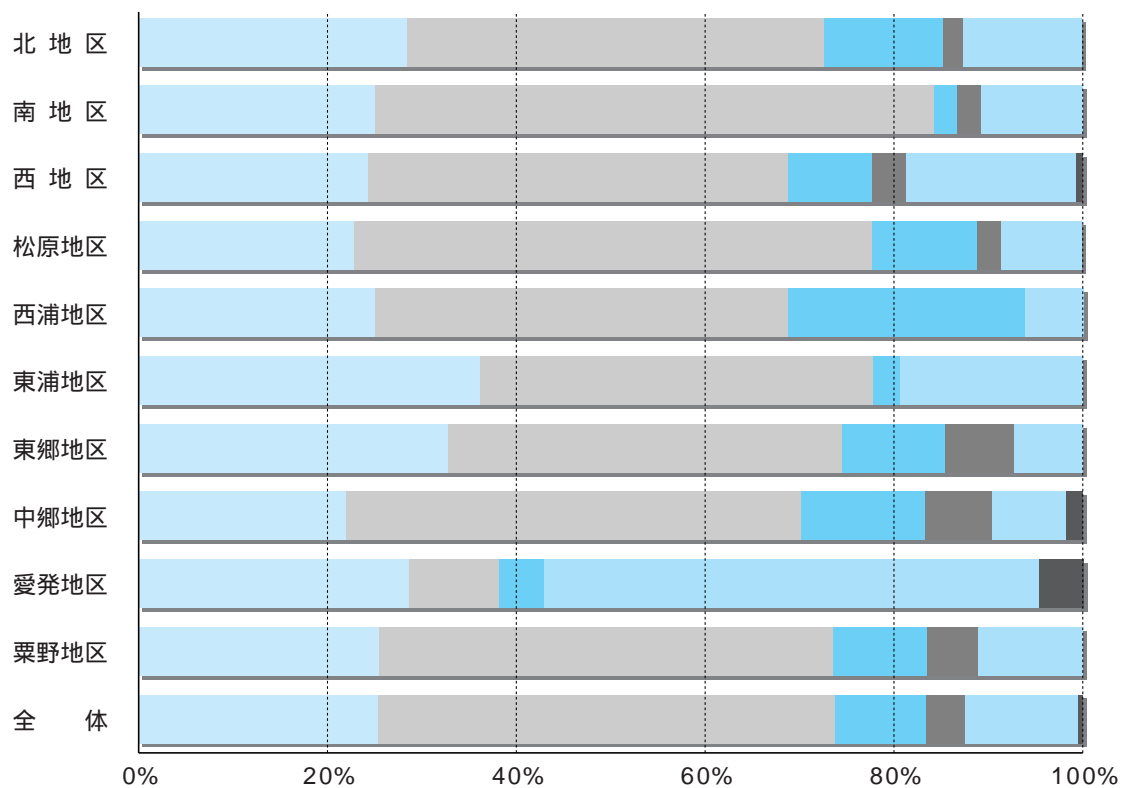
年齢別では、70 歳以上で「住みよいまちである」が 42.0%と、他の年齢層よりも高い評価となっている。

住所別では、南地区、松原地区、東浦地区で評価が高く、全体でも愛発地区を除く全地区で、6 割以上が高い評価となっている。

年齢別

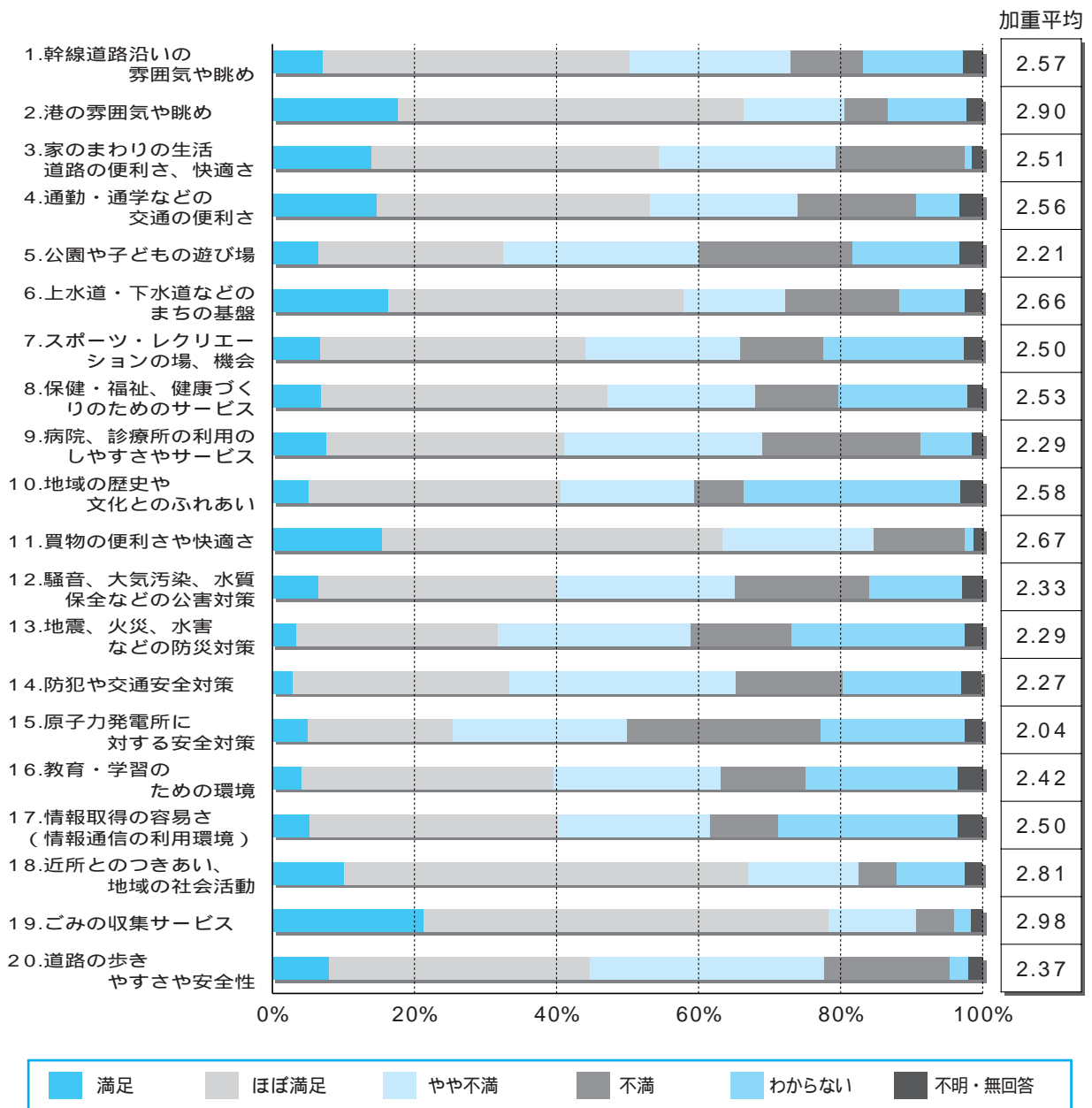


住所別



行政サービス全般について

ごみ収集、港、近所付き合いの評価は高いが、防災や原発対策への評価が低い。



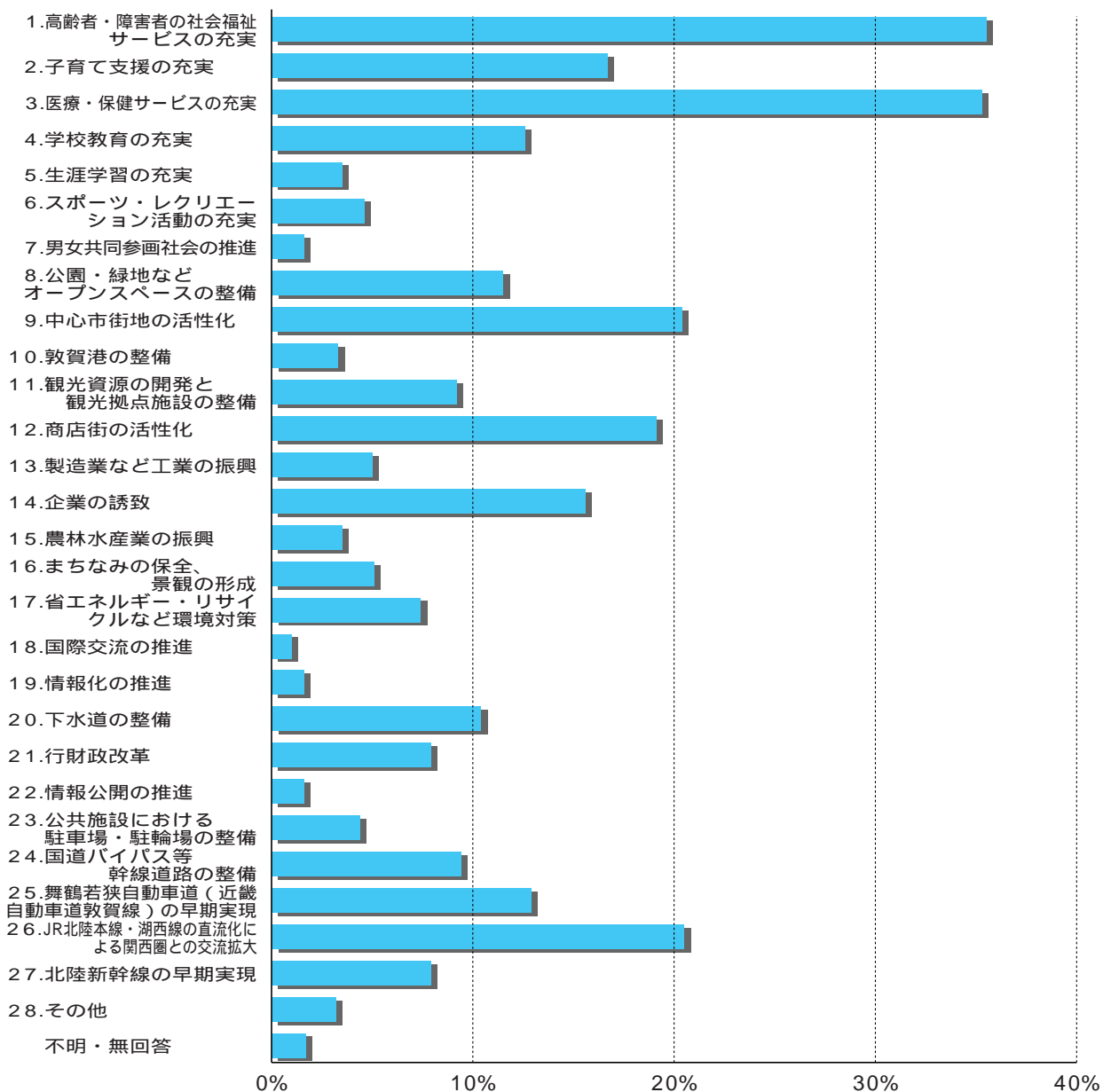
加重平均は 満足：4点 やや満足：3点 やや不満：2点 不満：1点で計算

満足、やや満足を合わせて、「ごみの収集サービス」は78.3%と、8割近くの人が満足感をもっており、同じく「港の霧囲気や眺め」66.3%、「近所とのつきあい、地域の社会活動」67.0%といった項目で満足度が高くなっている。加重平均でも、これらの項目の点数が高い。

一方、不満、やや不満を合わせると、「原子力発電所に対する安全対策」が51.7%、「公園や子どもの遊び場」が49.1%、「防犯や交通安全対策」46.8%、「地震、火災、水害などの防災対策」41.3%など、防災や原発対策、子どもの遊び場などに対する評価が低くなっている。

今後のまちづくりの力点

社会福祉、医療・保健サービスへ力点を置くことを望む回答が多い。



「高齢者・障害者の社会福祉サービスの充実」が35.5%、「医療・保健サービスの充実」が35.3%と、社会福祉、医療・保健サービスへの力点を望む回答が多い。

次いで、「JR北陸本線・湖西線の直流化による関西圏との交流拡大」が20.5%、「中心市街地の活性化」が20.4%、「商店街の活性化」が19.1%と続いており、地域の活性化、地域間の交流などについても、重視されている。

用語の解説

あ 行

アイデンティティ

人間学・心理学で、人が時や場面を越えて一人の人格として存在し、自我の統一を持っていること。自我同一性。自己同一性。

アカウントビリティ

行政機関や公務員の行為について客観的に説明・報告し、市民の納得を得なければならないという義務・責任。

アナウンス効果

ある名称の知名度が放送や告知によって上がり、そのことによって地域振興やイメージアップなどの効果が生じること。

アメニティ

都市における建物、自然環境及び生活環境の快適さ。

インフラストラクチャー

道路や上下水道、公園など、産業活動及び生活環境を支える基盤となる社会資本。

ウォーターフロント

海、川などの水辺空間のこと。産業構造の変化など合理化により遊休化した港湾施設などが、再開発され、元来の景観のよさを利用して開発されたりした地区をいう。

NPO

公益的活動を中心に行う非営利の民間組織。これに法人格が与えられたものを、NPO法人という。

オフサイトセンター

原子力関連施設で原子力災害が発生した際に利用される緊急事態応急対策拠点施設。関連施設の近辺に設置され、緊急時には国・地方公共団体及び事業者の関係者が集まり、情報収集や避難指示などの対策を行う。

か 行

管 渠

汚水や雨水を流すための水路のこと。

間 伐

植林された木の成長段階に応じて、日光の入りを良くし成長を促進するため、林の立木を一部抜き伐り、木々の間隔を確保するための作業。

行政評価システム

政策、施策及び事務事業について、成果指標等を用いて有効性又は効率性を評価するもの。

グリーンツーリズム

都市住民が、自然環境豊かな農山村地域において農林業を体験したり滞在するなど、農山村地域の自然や文化に触れる余暇の活動形態。

グループホーム

障がいなどで生活能力の欠如がある人たちが、世話人の手助けを受けながら、少人数で一般の住宅において地域社会に溶け込み、自立して生活する社会的介護の形態。

ケアマネジメント

保健・医療・福祉の専門家や機関が、相互に協力し合い、総合的な福祉サービスを提供する仕事のこと。主に介護保険制度下で、個々の要求に対応し、各種サービスを調整して適切で効果的なケアを提供する一連の援助をする仕事のこと。

工事実施計画の認可申請

整備新幹線において、着工に入る前の手続として工事実施計画の認可が必要となり、その認可を得るための申請。

コーディネータ

物事の調整・まとめ役。特に服飾・放送などで用いられる。

コミュニティビジネス

コミュニティの課題を解決するための活動で、市場性のある事業として実施するもの。高齢者支援、子育て支援や環境保全などに多い。

国民保護計画

国民保護法に基づき、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関が、武力攻撃事態などに備えて、住民の避難、避難住民の救助、武力攻撃災害への対処について、具体的に定めた計画。

さ 行

災害時要援護者登録

ひとり暮らし高齢者や障がい者など、災害時において避難が困難な方を事前に登録し、適切な救助を行うための支援情報として活用する制度。

サステイナブル・シティ

持続可能な都市。持続可能とは、「将来の世代が自らのニーズを充足する能力を損なうことなく、今日の世代のニーズを満たすこと」である。

産業の空洞化

主に地方に立地していた既存の製造業が海外に移転することによって、地域の基幹産業が失われること。

CATV

ケーブルテレビジョンの略。同軸ケーブルや光ファイバーケーブルなどの有線を使ったテレビ放送。当初は山間僻地などの難視聴解消のために始まったが、現在では双方向通信や衛星を利用したネットワークサービスなどにも使われている。

市場化テスト

官民競争入札。「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担っていくこととする制度。官の世界に競争原理を導入し、官における仕事の流れや公共サービスの提供の在り方を変えようと考えられている。

住工混在

住宅と工場があるまとまった空間に混在することにより、安全・快適な生活環境が損なわれること。

周年型栽培

ある作物について、1年を通して継続的に栽培を行うこと。品種・作型・栽培様式等を適切に組み合わせることによって、その作物の季節性を排除する栽培形態をいう。

集落営農組織

集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動の組織。転作田の団地化や共同購入した機械の共同利用、担い手を中心となって取り組む生産から販売までの共同化など、地域の実情に応じてその形態や取組内容は多様である。

ジョブコーチ

障がい者の就労に当たり、出来ることと出来ないことを事業所に伝えたり、障がい者に対し個別に指導を行う人。

水源かん養

雨や雪として降り注いだ水が森林の土壌にしみ込み、貯えられることによって河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を防ぐなど、表流水の流量を安定させる機能。また、雨水が森林の土壌を通過することにより、水質が浄化される機能。

スプロール

都市郊外に宅地が無秩序・無計画に広がり、農地と住宅・工場が混在している状態。

ストックヤード

物を一時保管する場所。

ストリーミング

映像や音声などのデータを視聴する際に、データを受信しながら同時に再生を行うこと。

総合型地域スポーツクラブ

スポーツの種目や年齢層、技術レベルにとらわれず、地域住民の多様なニーズに応じて気軽に参加できるスポーツクラブ。

た 行

ターミナル

多くの交通機関が集中する場所。人や物資が交通機関を乗り換える際に利用されるため、賑わいが生じる。

堆きゅう肥

家畜の糞尿と敷藁、落ち葉などを混ぜ、発酵させて作った肥料。

ダウンロード

インターネットなどのネットワークを通じて、サーバコンピュータに保存されているデータを自分のパソコンに保存すること。

サーバコンピュータとは、インターネットなどのネットワークにおいて、自分の持っている機能やデータを提供するコンピュータのこと。

地産地消

特に農林水産業の分野において、地元で生産された食材等を地元で消費すること。

地図情報システム（GIS）

地図などの中に、上下水道や道路といった都市基盤などのデータを一元的に収録し、管理するシステム。これによって、多様なデータを視覚的に表示することが可能になるとともに、コンピュータを用いた分析や判断ができる。

電源三法交付金

発電所など電源立地に伴い、3つの法律（電源開発促進税法、電源開発促進対策特別会計法、発電用施設周辺地域整備法）に基づき地方公共団体等が受ける交付金。

道州制

都道府県の区域を越える広域的な行政課題に対応し、また地方分権推進の担い手とするため、都道府県に代わり新たに導入が検討されている広域自治体の単位。

土地区画整理事業

道路、公園、水路等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供（減歩）してもらい、この土地を道路・公園などの公共用地に充てるほか、その一部を売却し事業資金の一部に充てる。

土曜スクール

土曜日に実施する学習を支援する教室で、児童の関心などに応じて自主的に受講することができる。

な 行

認定農業者

農業経営に取り組む意欲と能力のある農業者が「農業経営のスペシャリスト」を目指すために「農業経営改善計画」を作成し、各市町村で認定を受けた者。

農地転用

農地を宅地など農業以外の用途に転換すること。食糧の安定供給を図るため農地を保全する必要があり、転用には農地法で一定の規制がかけられている。

は 行

パブリックコメント

国や地方公共団体などの行政機関が命令（政令、省令など）や計画等を制定する際に、事前に案を示し、広く国民から意見や情報を募集する制度。

バリアフリー

障がいのある人や高齢者などが安全で安心な社会生活をしていくうえで、障壁（バリア）となる建物の段差などを除去すること。主に建築用語として使われるが、現在は、より広く社会的・心理的なすべての障壁を除去するための施策・状態という意味でも用いられている。

PFI

Private Finance Initiativeの略で、公共施設の建設、維持管理や運営などを民間資金や経営ノウハウを活用して行うこと。効率的な公共サービスが提供できるとともに、経済の活性化にも資する効果が期待されている。

BOD

Biochemical Oxygen Demandの略で、生物化学的酸素要求量のこと。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測定する代表的な指標。

病診連携

かかりつけの医師と敦賀病院などの医師が連携して患者の治療にあたり、医療機関の機能に応じた分担を通じて適切な治療を行うこと。

ほ場

田、はたけ。

防災行政無線

市町村が住民に対して防災情報を提供するための放送設備。庁舎に設置された親局から、地域に点在する子局を通して一斉通報ができる。

ポートセールス

関連する内外の企業や団体などを対象に、積極的に港の利用を働きかけること。

ま 行

まちなか居住

中心市街地など既成市街地に居住すること。このことによって、既成市街地に人の往来が増え、賑わう効果がある。

モーダルシフト

貨物の輸送手段の転換を図ること。主に省エネや交通渋滞の緩和を図るため、トラックによる輸送を船舶や鉄道輸送に転換する政策。

や 行

溶融（施設）

次世代の廃棄物処理方法。これまでは廃棄物を焼却処理していたが、溶融では廃棄物をガス化したのち燃焼（加熱分解）し、ガラス状のスラグとして固める、新しいごみ処理システム。

ら 行

ライフスタイル

生活様式。衣・食・住はもとより、職業、居住地の選択、社会との関わり方などを含む広い意味での暮らし方、生き方。

リサイクル

資源の節約や有効利用のために、廃棄物などを再資源化すること。

臨床研修

医師国家試験合格者が、病院の現場において2年間、行う研修。2004年度に義務化された。

レトロ

地域の歴史性を残している懐古的な古い状態。

RORO船

Roll On Roll Off 船の略で、物資の積み降ろしをクレーンなどの荷役設備ではなくトラックなどの自走によって行う貨物専用船。

第5次敦賀市総合計画 第3期基本計画

発行 敦 賀 市

〒914-8501 敦賀市中央町2丁目1番1号
(0770) 21-1111

発行日 平成19年3月

編集 企画部 企画調整課

印刷 有限会社 印刷ショップフタバ
